

○松山広域福祉施設事務組合職員等の旅費に関する条例

制 定 平成 6 年 3 月 1 日条例第 4 号

改 正 平成 19 年 3 月 5 日条例第 1 号

松山広域福祉施設事務組合職員の旅費に関する条例（昭和 5 0 年条例第 7 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、別に定めがある場合を除くほか、公務のため旅行する職員及び職員以外の者（以下「職員等」という。）に対し支給する旅費に関し必要な事項を定め、公務の円滑な運営に資するとともに組合費の適正な支出を図ることを目的とする。

（準用）

第 2 条 職員等に対する旅費の支給に関しては、松山市職員等の旅費に関する条例（平成 2 年松山市条例第 9 号。以下「市条例」という。）を準用する。この場合において、市条例別表中「市長」とあるのは「組合長」と、「副市長」とあるのは「副組合長」とそれぞれ読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

（収入役の廃止に伴う経過措置）

2 平成 19 年 3 月 31 日において収入役であつた者で、同年 4 月 1 日以降も引き続き収入役として在任するものの旅行については、なお従前の例により算定した額をその旅費とする。

付 則（平成 19 年 3 月 5 日条例第 1 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。